

## 第7回愛知県再犯防止連絡協議会 開催結果

### 1 日 時

2021年3月19日（金）午前10時から午前11時まで

### 2 場 所

アイリス愛知 2階 コスモス  
名古屋市中区丸の内二丁目5番10号

### 3 出席者

副会長及び委員 計36名

### 4 傍聴者

なし

### 5 経 過

#### (1) 挨拶

- 副会長（愛知県防災安全局県民安全監）

#### (2) 議事

- 地域再犯防止推進モデル事業の成果報告書について  
地域再犯防止推進モデル事業の成果報告書について、資料1-1及び資料1-2に基づき、県民安全課から説明。
- 愛知県再犯防止推進計画の策定について  
愛知県再犯防止推進計画の策定について、資料2-1、資料2-2、資料3に基づき、県民安全課から説明。  
→計画に関して意見なしのため、愛知県再犯防止推進計画を策定。
- 来年度の再犯防止推進事業について  
2021年度の再犯防止推進事業について、資料4に基づき県民安全課から説明。

#### (3) その他

- コレワークについて名古屋矯正管区から説明。
- 職場定着支援事業について名古屋保護観察所から説明。

### 6 会議録

別添のとおり

## 第7回愛知県再犯防止連絡協議会会議録

### 1 開 会

#### (1) 開会

##### ○ 事務局

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から「第7回愛知県再犯防止連絡協議会」を始めさせていただきます。本日の出席者ですが、時間の関係もございましたので、お手元の出席者名簿をもって御紹介に代えさせていただきます。それでは、本協議会会長であります防災安全局長が欠席のため、副会長の県民安全監から挨拶申し上げます。

#### (2) 挨拶

##### ○ 副会長

本日は御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様方には、日頃から、犯罪のない安全なまちづくり、そして再犯の防止の推進に、格段の御理解、御協力をいただいておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、本日は、「地域再犯防止推進モデル事業の成果報告書」の国への提出、「愛知県再犯防止推進計画の策定」、「来年度の愛知県の再犯防止推進事業」を議題としておりますので、よろしく願いいたします。このうち、愛知県再犯防止推進計画につきましては、11月27日から約1ヵ月間のパブリック・コメントを行い、県民の皆様からの御意見を踏まえて、計画案の修正を行いました。また、県の来年度の再犯防止推進事業の予算化が見込まれることとなりましたので、この点についても反映させていただいております。修正結果については、既に皆様方に御相談をし、御了解をいただいているところですが、本日の協議会を経て、3月24日（水）に公表させていただきたいと考えております。来年度はこの計画に基づき取組を推進してまいりたいと考えており、本日は、名古屋矯正管区、名古屋保護観察所様に事業の御紹介をいただくこととしております。

本日の会議を有意義なものにしてまいりたいと存じますので、忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

##### ○ 事務局

それでは、ただ今から議事に入らせていただきますが、議事進行は、連絡協議会設置要綱に基づき、会長が不在の場合は副会長が務めることになっておりますので、県民安全監にお願いします。

### 2 議 事

#### (1) 地域再犯防止推進モデル事業の成果報告書について

##### ○ 会長

それでは、私が議事を進めてまいります。はじめに、(1) 地域再犯防止推進モデル事業の成果報告書について県民安全課から説明してください。

○ 県民安全課長

議事(1)について、御説明いたします。[資料1-1](#)、[資料1-2](#)を御覧ください。

両資料につきましては、法務省に昨年11月に仮提出をいたしました地域再犯防止推進モデル事業の成果報告書となります。この資料につきましては、昨年11月の連絡協議会において、皆様方に御説明をいたしました効果検証結果を成果報告書として作成したものととなります。

[資料1-1](#)につきましては、寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業分となります。[資料1-1](#)の最後から2枚目につきましては、対象者の決定件数の経緯について記載しております。参考の別紙2につきましては、モデル事業で行いました31名の方に対する活動成果となります。一番多いのが生活保護の受給申請、その次が居住先の確保となっております。

[資料1-2](#)につきましては、こちらは刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業分となります。2月に法務省から両モデル事業についてのヒアリングを受けた結果、報告書の内容に関して、特に修正する点はございませんでしたので、2月中にこの資料のまま本提出とさせていただきます。なお、こちらの報告書につきましては、4月中には法務省のHPで公開される予定です。成果報告書の説明については以上となります。

○ 副会長

ただいま説明のありました、成果報告書について、御意見、御質問があればお願いします。

御意見等もないようですので、次に進めます。(2) 愛知県再犯防止推進計画の策定について、県民安全課から説明してください。

(2) 愛知県再犯防止推進計画の策定について

○ 県民安全課長

議事(2)について御説明いたします。

愛知県再犯防止推進計画の策定に関しまして、すでに御案内のとおり、昨年11月27日から12月27日にかけてパブリック・コメントを実施いたしました。初めにその結果について御説明いたします。[資料2-1](#)を御覧ください。まず提出されました意見につきましては、14件でございました。総数の内訳は資料のとおりとなっております。年代別、地域別、職業別となっております。年代別につきましては50代が最も多く、地域別につきましては西三河、職業別につきましてはその他が多くなっております。

次に、この計画に反映された意見について御説明いたします。[資料2-2](#)を御

覧ください。まず意見番号2について、資料3の2ページにあります基本方針について、記載が不十分という御意見がありました。県といたしましては、国の計画と表現を合わせる形で基本方針の文言を修正いたしました。次に地域再犯防止推進モデル事業の今後の方針について明らかにするよう求める意見が、意見番号2と7で提出されましたので、寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業と刑務所出所者等の職場定着支援事業のそれぞれについて、来年度予算が発表となったことを踏まえ、より具体的な今後の実施予定を記載するよう変更しております。予算等より詳細な来年度の事業の推進については議事(3)で御説明をいたします。計画への反映結果につきましての説明は以上となります。なお、資料2-1及び資料2-2につきましては、今後計画策定と同時に県のHPで公表となりますので、御承知おきください。

最後に、計画の公表についてですが、本日計画の策定についての同意をいただいたうえで、3月24日の午前10時30分に公表を予定しております。先ほど御説明いたしましたパブリック・コメントの結果につきましても同時に公表をする予定となっております。

愛知県再犯防止推進計画の策定についての御説明は以上となります。

○ 副会長

ただいま説明のありました、愛知県再犯防止推進計画の策定について、御意見、御質問があればお願いします。

計画につきまして、特に御意見ないようであれば、この場で策定とさせていただきます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。御意見等ないので、愛知県再犯防止推進計画につきましては、策定とさせていただきます。ありがとうございました。

次に(3)来年度の再犯防止推進事業について、県民安全課から説明してください。

(3) 来年度の再犯防止推進事業について

○ 県民安全課長

(3) 来年度の再犯防止推進事業について御説明いたします。資料4を御覧ください。

資料4につきましては、再犯防止の施策に係る来年度予算をまとめたものでございます。法務省からの委託事業として、愛知県で3年間行ったモデル事業ですが、来年度は県の独自事業として、引き続き実施する予定でございます。県民安全課では地域再犯防止推進事業費として364万3千円を予算計上し、寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業を実施するとともに、再犯防止連絡協議会においても引き続き開催することを予定しております。また、就業促進課では刑務所出所者等の職場定着支援事業として782万5千円を予算計上し、引き続き刑務所出所者や協力雇

用主への支援を実施することを予定しております。なお、法務省では、全国会議を開催し、モデル事業で成果が確認された取組を周知し、共有することで横展開を図るとともに、各地方公共団体が抱える課題の解決策について協議するブロック別の協議会等を開催し、都道府県、市区町村の連携等の検討を行う予定となっております。来年度の再犯防止推進事業についての説明は以上となります。

○ 副会長

ただいま説明のありました、来年度の再犯防止推進事業について、御意見、御質問があればお願いします。

○ 地域福祉課

1点情報提供をさせていただきます。地域福祉課では矯正施設退所予定者のうち、高齢や障害のある方で配慮が必要な方に対して、福祉サービスの利用支援を行う地域生活定着支援センター等の事業を行っています。来年度からこの事業に被疑者、被告人等のうち、高齢者や障害のある方で配慮が必要な方に対しても、同様の支援を行っていく予定としております。

○ 副会長

ありがとうございます。その他、何かございますでしょうか、御意見等出尽くしたようですので、議事は以上となります。皆様には、議事の円滑な進行に御協力いただきましてありがとうございました。

それでは、進行を事務局に戻させていただきます。

3 その他

○ 事務局

ありがとうございました。それでは、次第「3 その他」といたしまして、就労支援事業に関して、名古屋矯正管区及び名古屋保護観察所から御説明いただきたいと思っております。

それでは、まず、名古屋矯正管区からよろしくお願いいいたします。

○ 名古屋矯正管区

それでは、矯正施設における就労支援について、コレワークのことについて御説明いたします。

すでにコレワークという名称につきましては、聞いたことがあるという方が多いとは思いますが、改めて御説明させていただきます。コレワークですが、正式名称を矯正就労支援情報センターといい、通称コレワークとなっております。コレワークに関しましては、東日本エリア、西日本エリアを担当するために東京と大阪に平成28年11月から設置されました。就労に繋がるケースもありましたが、問題として、遠方の事業主様の利便性の課題があり、令和2年4月から札幌、仙台、名古屋、広島、高松、福岡の全ての矯正管区の中にコレワークが新設されました。

コレワークの目的ですが、大きく3つありまして、刑務所出所者等を雇用する事業主様をサポートすること、これがまず大きな目的の1つであります。提供しているサービスにつきましては、まず1つ目に雇用情報の提供、2つ目に採用手続きの支援、3つ目に就労支援の相談窓口、この3点を主な業務としています。特に事業主様のニーズにマッチングできるよう、在所受刑者等のデータを一括管理して提供できるようにしている点が特徴です。そもそも、なぜ刑務所出所者等に就労支援が必要なのかと申しますと、これまでの再犯防止の様々な協議会でお話がありましており、再入所者の7割以上が無職という実情でございます。また、入所回数が増えるたびに無職者率が高くなるという現状がございますので、再犯を防止するためには、就労が何よりも重要だということは、以前より言われております。働く場所があるということ、それから仕事を任せてもらおうという責任感は更生を目指す出所者等にとっては、就労支援は大きな力になるということが言われていることです。

実際のコレワークの流れについてですが、まずは電話やメールで矯正管区のコレワークに御連絡をいただきます。担当者から雇用主様のほうへ雇用条件についてお伺いをします。その後、検索結果についてコレワーク側から事業主様に御連絡をします。採用面接等を御検討いただける場合は、ハローワークにて受刑者専用求人を登録いただき、検索結果でお示した雇用ニーズに合致した受刑者が所在する矯正施設に直接指定して求人を登録することができます。ですので、すべての刑務所に求人を出さないといけないというよりも、対象者がいる施設にピンポイントに求人を出すので非常に効率的であるといえます。その後、求人に対して応募がありましたら、ハローワークから連絡がありますので、矯正施設の担当者と採用面接等の日程等を調整いただき、面接や採用という流れになります。その他、コレワークでは個別懇談会、雇用セミナー等を開催しております。まずはお電話いただければと思っております。現在、新型コロナウイルス感染症の関係もありまして、見学会等は実施できていない状況にありますが、状況が落ち着きましたら、開催させていただきたいと思っております。雇用主様で面接にみえることが難しい場合は、コレワーク側にテレビ面会システムがありますので、そちらを活用していただくことも可能です。今年度は4月から稼働しておりますが、現在のところ、採用確定は4件で、僅かずつですが、実施できている状況です。

名古屋矯正管区からは以上となります。

○ 事務局

ありがとうございました。ただいま御説明いただきましたことにつきまして、御質問等あればお願いします。

○ 副会長

採用確定が4件だったということですが、大体どれくらいの規模を想定されているのでしょうか。

○ 名古屋矯正管区

中部ブロックは北陸3県、東海3県の6県を対象としておりますので、出だしの感覚としましては、多いか少ないかはつかみ切れていないのですが、東京では十数件だったことを考えれば、実績としてはあがっているのではないかと思います。

○ 事務局

他にございますでしょうか。県の場合もそうですが、国の機関の実施事業につきましても、課題解決や協力が必要な場合はぜひ連絡協議会の場を活用いただければと思います。続きまして、名古屋保護観察所から御説明をお願いします。

○ 名古屋保護観察所

それでは御説明させていただきます。

お手元の資料をめくっていただいて、国の支援制度ということで、刑務所出所者等総合的就労支援対策として、平成18年度から始まっております。それまで各機関で個別に行っておりました就労支援制度を総合的・一元的に実施するもので、法務省と厚生労働省の連携を強化したものとなります。下の図でお示ししておりますが、法務省のほうに矯正施設と保護観察所がありまして、保護観察所であれば協力雇用主の拡大、身元保証の実施を行います。厚生労働省との連携につきましては、名古屋保護観察所においては、ハローワーク職員に来庁してもらい、巡回相談を実施してもらっているところです。

次に刑務所出所者等に対する国の支援制度ですが、ここには3つあげておりますが、まず、事業所見学会、職場体験講習、セミナー講習、この3つにつきましては平成18年度から導入をしております。次のページにいきまして、3つカテゴリーがございますが、トライアル雇用制度、これは刑務所出所者等を雇用した場合、最長3ヵ月、月額4万円をお支払いするというものになります。その次が、身元保証制度で身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、協力雇用主が刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限範囲内で見舞金をお支払いする制度になります。最後は、刑務所出所者等就労奨励金ですが、刑務所出所者等を雇用していただいた協力雇用主様に対して、就労継続に必要な職業指導や生活指導等を実施した場合、最長1年間、最大月額8万円をお支払いするものとなります。

次のページにいきまして、先ほどまでは国の就労支援ですが、次は民間による就労支援を説明させていただきます。全国就労支援事業者機構は平成21年に全国規模の経済団体・企業等によりNPO法人として設立されているものですが、民間の立場で就労の支援を行っている団体となります。その下が、都道府県就労支援事業者機構で、各都道府県に設立された団体となります。協力雇用主の開拓や、雇用企業に対する給与補助等の奨励金の支給等を実施しております。また、刑務所出所者等の雇用の拡大の支援を行っていただいております。このように、民間団体と保護

観察所が連携をして就労の支援を行っております。愛知県には、本日お見えですが、愛知県就労支援事業者機構が設置されております。

では、次のページにいきまして、更生保護就労支援事業として、矯正施設在所中から支援を開始し就労後の職場定着まで継続的かつきめ細かな支援を実施すること、企業ネットワークを活かした協力雇用主の開拓を実施することの2つを目的としております。なかなか国ができないことを民間の立場で実施していくこととし就労支援等にノウハウを持つ民間団体に事業を委託しています。また、事業所は全国22か所に設置し、愛知県にも設置しております。愛知県においては愛知県就労支援事業者機構が受託をしております。実施イメージとしては、図に書いてありますとおり、保護観察等対象者に支援、協力雇用主に支援、保護観察所と連携という形になっております。

では、次のページに移りまして、更生保護就労支援事業ですが、国、ここでは名古屋保護観察所が支援対象者を選定しています。愛知県では愛知県就労支援事業者機構ですが、委託をしております。就職活動支援業務ですが、これは、仕事に就くまでの支援の内容となっており、刑務所出所者等の職業適性、希望等の把握、地域の雇用主の雇用ニーズ等の把握、保護観察所やハローワーク等と連携した適切な就職活動支援を行っております。例えば保護観察対象者に対しては、面接への付き添いや履歴書の作成の助言等を行っております。そして、協力雇用主に対しましては、対象者との面接の同行や就労支援メニュー活用に関する助言等を行っております。次に職場定着支援業務ですが、これは、仕事に就いてからのこととなります。具体的には、被雇用者の勤務状況や生活状況のフォローアップや雇用主への助言・相談支援を行っております。実際には対象者に対しては、適切な就労態度や職場ルール遵守について助言等を行っております。また、協力雇用主に対しては、対象者の特性に即した対象者の配置や業務配分の調整、またトラブルやその予兆があった際の対処方法について助言等を行っております。こうした制度の対象者についてですが、まずは保護観察対象者、そして、更生緊急保護対象者が該当者となります。更生緊急保護対象者とは、刑事上の手続きによる身体の拘束を解かれた者のうち、本人からの申し出が必要ということと、身柄釈放から6ヶ月間だけという条件が付されません。具体的には刑務所を満期釈放で出所した方、刑の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者等が挙げられます。国の支援の対象となるのが、身柄の釈放から6ヶ月間ということで、これを過ぎてしまうと、基本的に支援の枠組みから外れてしまうという点があります。保護観察及び更生緊急保護対象者について対象の期間の後、引き続き愛知県に住んで、安定して生活が送られるよう、今後、国と県が連携して再犯防止を推進していきたいと考えております。

#### ○ 事務局

ただいま御説明のありましたことにつきまして、御質問等あればお願いいたします



す。

○ 愛知県弁護士会よりそい弁護士制度運営委員会委員長

私たちが、就労支援を行おうとした場合に、今御説明のありました矯正管区のコレワークの制度と、保護観察所の更生保護就労支援事業について、どのような住み分けになっていて、どちらに話をもっていけばいいか迷うのですが、2つの事業の関連性等について御教示いただければと思います。

○ 名古屋矯正管区

コレワークは収容中の身柄の情報を提供しておりますので、まだ施設の中にいる対象者に関しての就労の相談、支援の場合はコレワークのほうが適しているのかもしれませんが、出所するタイミングの場合であれば、保護観察所の事業のほうがよいのかもしれませんが。

○ 名古屋保護観察所

明確な住み分けが示されているわけではありませんが、保護観察所は、施設収容中の対象者に限らず行っているという点で、矯正施設の行うコレワークよりは広い範囲で行えるのではないかと思います。

○ 愛知県就労支援事業者機構

更生保護就労支援事業の受託をしておりますが、就職させるための支援を年間120件ほど支援していますが、そのうちには施設に収容されている方も対象となっています。御質問のあった件ですが、例えば愛知県内に出所後帰住する予定であれば、名古屋保護観察所に相談をいただければ、名古屋保護観察所からこちらの事業所に依頼をしてもらえれば、こちらの事業所で矯正施設等との調整を全て行うことができます。当事業所はあくまでも名古屋保護観察所から依頼を受けて支援を行うという仕組みになっていますので、名古屋保護観察所にまず御相談いただければと思います。ただ、愛知県外に帰住することになっている方については、対象とすることができませんので、その点だけご留意いただければと思います。

○ 就業促進課

御紹介いただいた制度のうち、協力雇用主への支援について、例えば雇い入れた保護観察対象者の保護観察期間が切れてしまった場合、無条件に支援のお金が打ち切られるのでしょうか。また奨励金について、最長1年間、最大72万円の根拠について、可能な範囲で教えていただきたいです。

○ 名古屋保護観察所

保護観察期間は対象者によって異なりますので、最長1年というのはその点を含んだ期間となっております。最大8万円というのは、施設在所中から支援開始をした場合と、保護観察になってから開始した場合等と様々な場合があり、一定の条件がそろった一定の月に最大月8万円支払われるものと御理解いただければと思います。

○ 事務局

事務局からですが、こちらの制度ですが、対象者につきましては、保護観察期間あるいは更生緊急保護の期間ということですが、協力雇用主に対する支援に関しても期間が定められているものなのでしょうか。

○ 名古屋保護観察所

奨励金につきましては、保護観察等の期間中の対象者を雇用した協力雇用主への制度となっております。

○ 愛知県内地区協力雇用主会代表

先ほどの補足になりますが、期限が切れた方や対象から漏れた方については、現状特に支援制度がありません。ただし、私どもが雇入れて、数年たって、元対象者が問題を起こした、もしくはその兆候があるということがありますと、刈谷保護区だけの取組となりますが、会員からのそのような連絡を私が受けまして、そのトラブルの解消にあたっております。一度雇入れますと、その方が満足されるまで、もしくは定年を迎えられるまで雇用するのが我々の責務ですので、非常に長きにわたる関係が続きます。その関係に行政の支援をいただけるのは、なかなか難しいかと思えます。そういったところをカバーするために、自力で解決する力を、協力雇用主会、地区雇用主会がつけていかなければならないという考えのもと、我々は活動しております。しかしながら私どもは専門家ではありませんので、そういったときには就労支援事業者機構や保護観察所等の知恵をいただくことになるかと思えます。そういったネットワークがこの協議会で発展していくことになると、非常にありがたいと思えます。

○ 事務局

今回は名古屋矯正管区と名古屋保護観察所に取組の御説明をいただきましたが、次回以降も新しい取組がありましたら、連絡協議会において御紹介いただければ幸いです。では、事務局より御連絡させていただきます。まず、来年度の県の予算について御説明させていただきましたが、予算につきましては現在開会しております県の2月定例会での議決をもって確定となります。次に、来年度の協議会につきましては、2回開催を予定しております。1回目は6月から7月頃、2回目は3月頃を予定しております。今回策定いたしました計画の進捗管理や取組の情報共有を図ってまいりたいと考えております。協議会構成員の皆様方におかれましては、協議会として、地域が一体となった取組の展開と、より一層の連携に向け、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。最後に、委員の皆様から本日の協議会及び再犯防止に関する事項につきまして、何かございましたら御発言をお願いします。

それでは、発言もないようですので、これをもちまして「第7回愛知県再犯防止連絡協議会」を終了させていただきます。本日、お忙しい中、御出席いただきまし

て、誠にありがとうございました。